

# 見えてきた「希望」と「課題」

## ～外国籍労働者支援の現場から～



2025年12月16日 ソシエスタ総合研究所 研究報告会

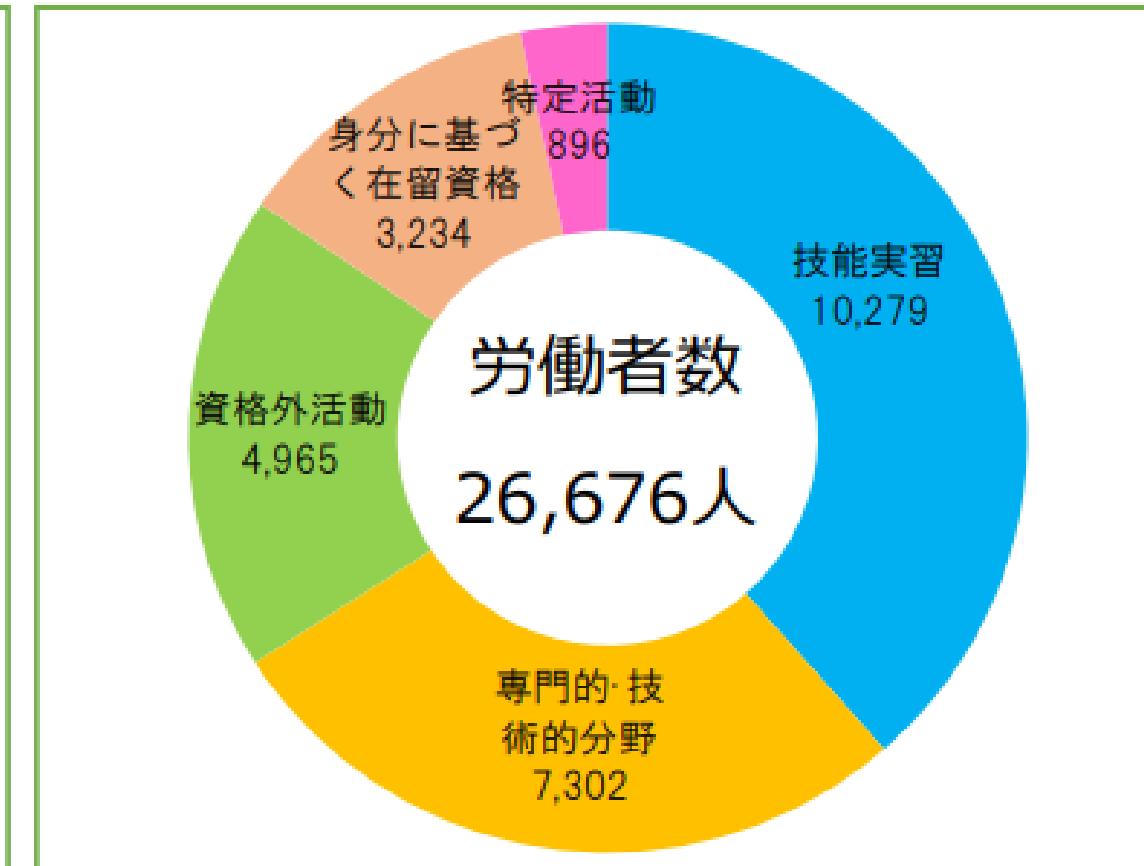
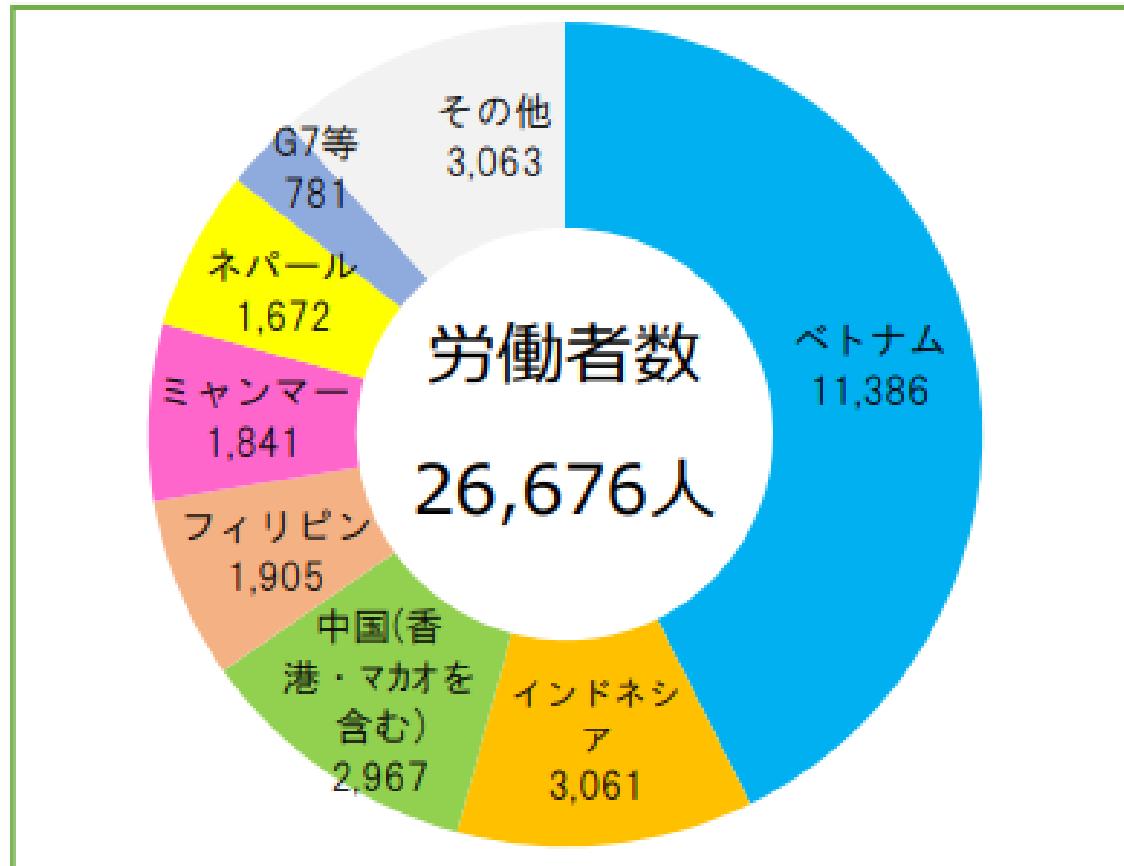
# 1. 自己紹介

- 2006年に地域の仲間と誰でも、加入できるユニオンをたちあげた。
- 派遣労働者や技能実習生からの生活、労働相談は、年に100件余りある。
- 相談内容は、未払い賃金、人権侵害、在留資格から生活相談まで多岐にわたる。
- ベトナム、中国、インドネシア、ミャンマー、バングラディッシュなど多様な国の労働者がユニオンに参加、多国籍労働組合になっている。
- 福山市霞町4丁目1-25 ☎ 084-928-5055



## 2. 岡山県内の外国籍労働者①

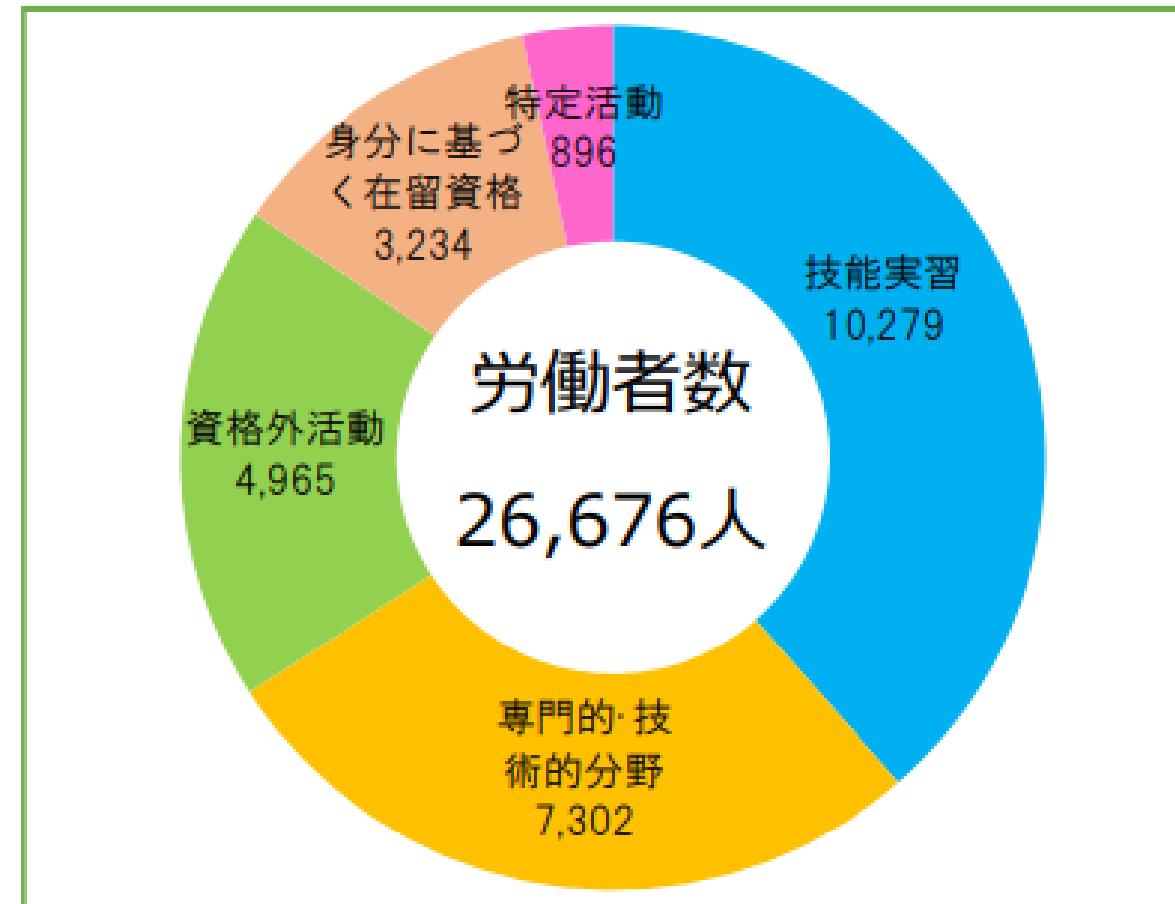
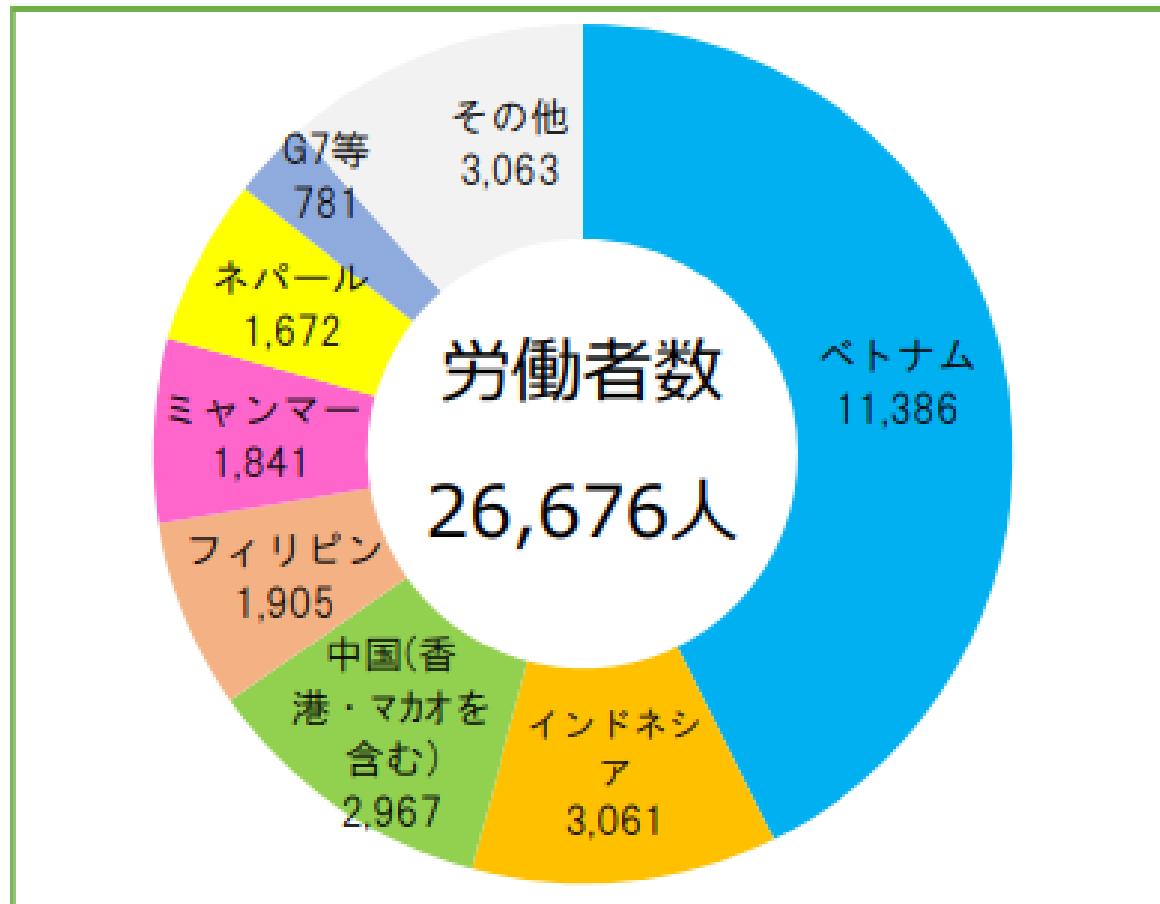
- ・2024年12月末時点、岡山県内の外国人数は、38,886人。
- ・全国総数は、3,768,977人。



出典 2024年10月末時点 岡山労働局

## 2. 岡山県内の外国籍労働者②

- ・岡山県の外国籍労働者は全国19番目、増加傾向にある。



出典 2024年10月末時点 岡山労働局

### 3. 外国人技能実習制度とは

①技能実習制度の趣旨技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度。

②これまで「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号。）とその省令を根拠法令として実施されてきたが、2017年の技能実習制度の見直しに伴い、新たに技能実習法とその関連法令が 制定された。

- ③「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（技能実習法第3条第2項）と明記されている。
- ④2025年3月7日時点で、91職種168作業 全国で約47万人。特定技能1号16分野、全国で約33万人。2号は11分野、全国で約3千人。外国人労働者は約230万人。
- ⑤技能実習生は労働者として、日本人労働者と同様に労働関係法令の適用を受け、保護される。
- ⑥特定技能は、2019年4月1日よりスタートした外国人労働者を受け入れる制度。

# 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (91職種168作業)

## 1 農業・林業関係 (3職種7作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸 畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚 養鶏 酪農
林業	育林・素材生産作業

## 2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業 延繩漁業
	いか釣り漁業
まき網漁業	まき網漁業
ひき網漁業	ひき網漁業
刺し網漁業	刺し網漁業
定置網漁業	定置網漁業
かに・えびいかご漁業	かに・えびいかご漁業
棒受網漁業△	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてかい・まがき養殖

## 3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッショ式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらふき	かわらふき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘削 締固め
焚炉	焚炉

## 4 食品製造関係 (11職種19作業)

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造 調味加工品製造 くん製品製造
非加熱性水産加工	塗瓶品製造 乾製品製造 発酵食品製造 調理加工品製造
食品製造業●	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造 牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そそう菜製造業●	そそう菜加工
農産物処理製造業●△	農産物処理製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

## 5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程 精紡工程 巻糸工程 合ねん糸工程
織布運転●	準備工程 要職工程 仕上工程
染色	糸浸染 職物・ニット漫染
ニット製品製造	靴下製造 丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイヤシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

## 6 機械・金属関係 (17職種34作業)

職種名	作業名
鋳造	鋼鉄鋳物铸造 非鉄金属鋳物铸造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金 めつき
電気めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	電気機器組立て
回転電機組立て	回転電機組立て
変圧器組立て	変圧器組立て
配電盤・制御盤組立て	配電盤・制御盤組立て
開閉制御器具組立て	開閉制御器具組立て
回転電機巻線製作	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造
クリーニング●△	クリーニング●△
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造●
宿泊●△	宿泊●△
RPF製造●	RPF製造●
金属熱処理業●	金属熱処理業●

## 7 その他 (21職種39作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形 射出成形
	インフレーション成形 フロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱
	貼箱製造
陶磁器工業製品製造●	段ボール箱製造 機械ろくろ成形 圧力詰込み成形
	バット印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
	リネンサプライ仕上げ
クリーニング●△	一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
接客・衛生管理	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	鉄道施設保守整備●
	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	ゴム製品製造●△
	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
複合積層加工	複合積層加工
走行装置検修・解体	走行装置検修・解体
空気装置検修・解体	空気装置検修・解体
木材加工●△	木材加工●△
	機械製材

## ○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

(令和7年3月7日時点)

## 4. 相談事例

### (1)退職強要

- 相談者：ベトナム人技能実習生 21歳

技能実習2号口、食品加工

- 実習実施者：I株式会社（広島）
- 監理団体：A事業協同組合（山口）

#### ➤ 概要

- スーパーの総菜部門で働いている。総菜部門の責任者から度々叱責を受けている。作業内容が実習生に十分伝わっていないことなどコミュニケーション不足に原因がある。また、技能実習生への対応に公平性が欠けている現実もある。本人は、職場の改善を要求している。
- 団体交渉は、断続的に行っている。

## (2)解雇

- 相談者：中国人技能実習生 39歳 技能実習1号口 とび職
- 実習実施者：K建設株式会社(広島)
- 監理団体：A協同組合(広島)

### ➤ 概要

- 日本語ができない、作業指示に従わないなどを理由に解雇された。解雇通知書はない。⇒不当解雇。
- 本人は、解雇理由に納得がいかないこと、日本で働きたいという希望が強く転籍希望。
- 団体交渉の結果、解雇を撤回して謝罪した。また、本人が転籍希望だということで、監理団体と交渉し、その結果、東京の会社に転籍することになり、現在技能実習を再開している。
- 生活支援、転籍は、監理団体が行った。

### (3) パワーハラスメント

- ・相談者：フィリピン人技能実習生5人。技能実習2号口（1人）、1号口（4人）  
建築板金・ダクト板金
- ・実習実施者：有限会社S工業（福岡）
- ・監理団体：A協同組合（広島）

#### ▶ 概要

- ・日本人労働者から暴言などのパワハラを受け、会社を飛び出て、組合に保護を求めてきた。また、仕事がないときは、社長宅の草取りをやらされた。⇒実習計画齟齬。
- ・団体交渉では、パワハラは全面否定。実習計画齟齬は認めた。また、計算ミスによる未払い賃金分は認め、支払った。
- ・社長は、団交出席を拒否。代理人弁護士対応⇒不当労働行為の疑い。
- ・5人は、転籍希望で組合が保護。4人は転籍・技能実習再開。1人は帰国。

#### (4)セクシャルハラスメント

- ・相談者：ミャンマ一人技能実習生 24歳 技能実習2号口 介護
- ・実習実施者：有限会社S(広島、本社は岡山)
- ・監理団体：協同組合F(広島)

#### ▶概要

- ・本部長からセクハラを受ける。実習生が抗議、謝罪文を請求した。口頭で謝罪をしたものとの不誠実な態度に終始した。
- ・帰国か退職かを迫られ、退職願いを書いた。7月10日退職となった。
- ・8月10日、特定活動への在留資格変更申請。受理され、介護施設で就労中。
- ・本人の希望は、謝罪文の作成と転籍。
- ・団体交渉の結果、謝罪と補償を勝ち取った。

## 5. 相談活動の流れ

### (1) 相談受付

- ・当事者、労働組合、NPOなどの支援団体、行政など。
- ・聞き取り一事実関係、証拠の有無、メモの作成。
- ・相談者に労働者の権利、法制度についての説明。
- ・労働組合の法的位置づけ、役割をわかりやすく説明、加入の必要性を伝える。
- ・相談者とのネットワークの作成。フェイスブック、ライン、メールなど。

### (2) 相談者の保護

- ・相談者は、時に会社(寮)を離れる一生活困窮に陥る。
- ・ユニオンのシェルターに保護する。生活支援をする。
- ・相談者の会社、監理団体、在留資格などの基礎情報を聞く。
- ・相談者の困りごと、要求を聞き取り整理する。

#### (4) 相談者の安全確保

- ・会社、監理団体に連絡。実習困難、失踪の否定。
- ・入管、外国人技能実習機構に連絡。住民票の転出入届。
- ・労災、病気、妊娠・出産事案であれば医療機関との連携。
- ・ハローワークに連絡、失業保険の申請。

### 6. 聞き取りについて

#### (1) ポイント①

- ・時系列に沿い事実関係を明らかにする。(5W1H)
- ・人権侵害、違法行為があるかを確認する。
- ・相談者がどうしたいのかを聞く。
- ・交渉の内容、方向性を相談者に理解してもらう。
- ・整理した情報を、通訳者、支援者と共有する。

## (2) ポイント②

- ・ 傾聴、共感、信頼
- ・ 相談者の意思や考えを尊重すること。感情面の配慮。
- ・ 国籍、性別、民族、人種、在留資格の種別・有無にかかわらず、すべての人の基本的人権と労働者の権利の尊重
- ・ 必要な情報を適宜提供する。労働者の権利、在留資格に関わること、外国人技能実習制度、雇用保険の受給など。
- ・ 相談者との信頼関係の形成。

## 7. 仲間づくり①

- ・ 組合行事、省庁交渉への参加。
- ・ 各国料理、食事交流。日本語教室への参加。
- ・ 支援団体、労働組合、宗教団体、法律家、議員などとの連携。
- ・ 共に闘う協力者としての通訳者

## 7. 仲間づくり②



フィリピン人技能実習生送別会



バングラディッシュ料理



フィリピン料理

## 8. 技能実習制度から育成就労制度へ

- (1)福山ユニオンたんぽぽには、技能実習生らから間断なく相談が入ってくる。未払い賃金、暴力・ハラスメント、劣悪な労働環境、在留資格、転籍、妊娠・出産など様々な相談内容。
- (2)過酷な労働条件の中で働く外国人労働者への共感は、私たちの基本的な人権、労働条件を守ることでもある。
- (3)国際的(国連人種差別撤廃委員会など)な批判があり、労働法令違反、人権侵害が多発する外国人技能実習制度は一日も早く廃止し、新たな外国人労働者を受け入れる制度を創設することが求められている。劳使対等原則が担保された多民族・多文化共生社会への移行が緊要な課題である。

(4)私たちの社会は、もはや外国人労働者抜きには成り立たなくなっている。日本社会は、移民社会と言っても過言ではない。

(5)外国人労働者は地域の隣人であり、働く仲間である。移民政策は世界共通の課題。まやかしの技能実習制度を廃止し、まっとうな移民政策をとるべきだ。法務省は、有識者会議を組織し、技能実習制度を廃止し、特定技能も含む新たな制度として2027年から育成就労制度が施行する。

(6)一人の市民、労働者として受け入れよう。市民権を認める。法整備、地方自治体の支援体制(相談窓口など)の整備、NPOなど支援団体、ボランティアとの連携の必要性。

(7)相手の文化や生活習慣を知ることから始めよう。言語、生活習慣、産業構造(働き方)などの違いが前提。そのうえで違いを認め交流を深めよう。

## 改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））  
(注1)準備行為に係る規定は公布即施行

### 入管法

#### 1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「育成就労産業分野」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることができるもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成就労」の在留資格を創設（注2）。

#### 2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

#### 3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

#### 4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

#### 4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認めること。

### 育成就労法（技能実習法の抜本改正）

#### 1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（育成就労法）に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**すること目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

#### 2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

#### 3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

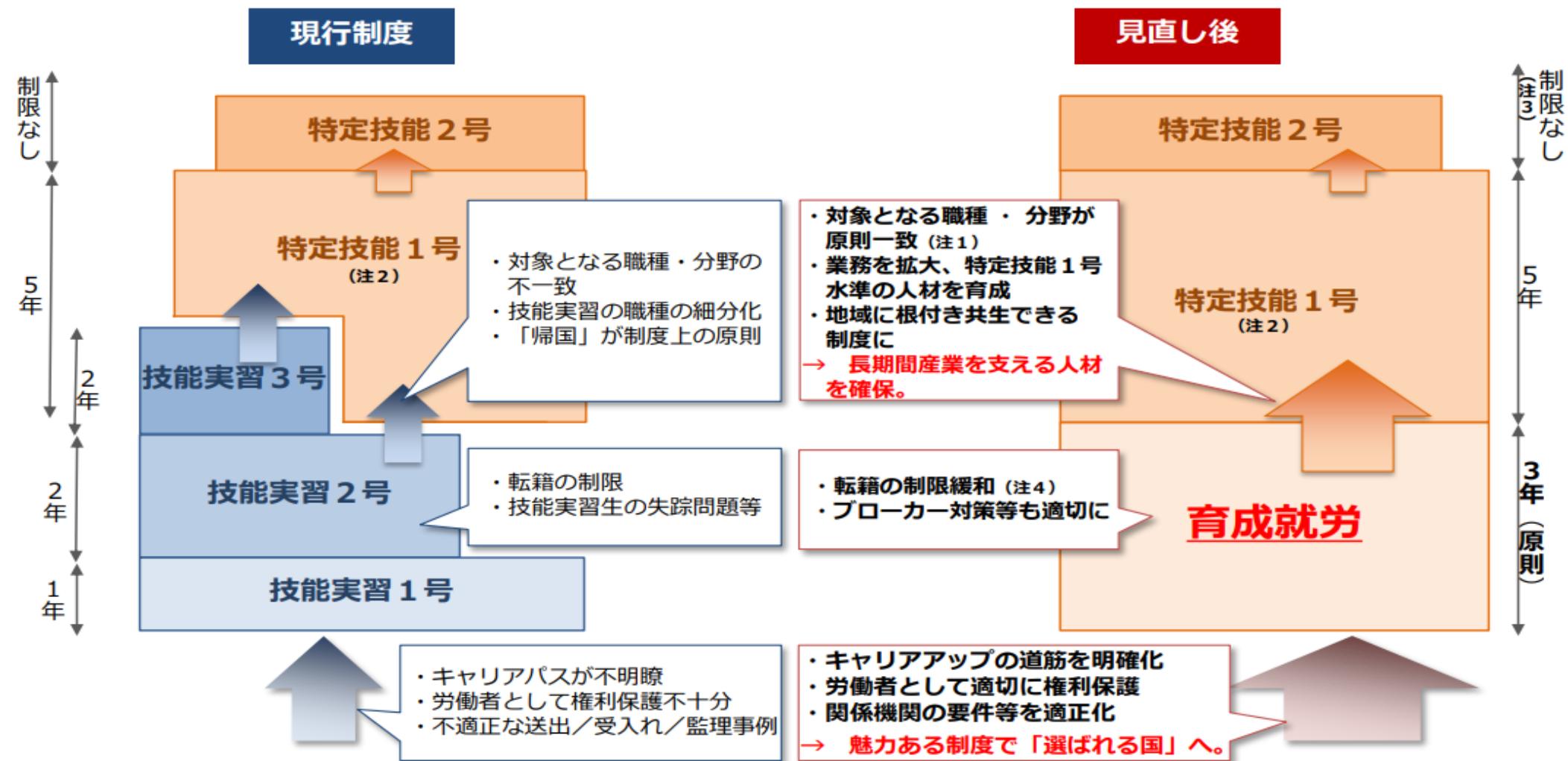
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

# 制度見直しのイメージ図



**(注1)** 育成労制度の受け入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、  
国内での育成になじまない分野は育成労の対象外。

**(注2)** 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

**(注3)** 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、  
当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

## (注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手續を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
  - 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えている
  - 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
  - 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

## 9. まとめ

- 過酷な労働条件のなかで働く外国人労働者への共感は、私たちの基本的な人権、労働条件を守ることでもある。基本的人権の尊重、人権意識の形成。
- わたしたちの社会は、もはや外国人労働者抜きには成り立たなくなっている。日本社会は、現実的には移民社会となっている。政策の立ち遅れ。外国人を受け入れる社会の仕組みを作ることが肝心。
- 外国人労働者は、地域の隣人でもあり、働く仲間である。移民政策は世界共通の課題。まっとうな移民政策を構築する必要がある。労使対等原則の担保。
- 1人の生活者、労働者として受け入れる。市民権を認めるなど法整備が必要。地方自治体の支援体制(相談窓口など)の整備、NPOなど支援団体との連携も必要。

ご清聴ありがとうございました。

